

図書館からのお願いとお知らせ

資料のお取扱いについて

図書館資料は市民の共有財産です。一人ひとりのお気遣いで誰もが気持ちよく読むことができ長く貸出できます。大切な資料の取扱いについて皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

次のような場合には、全額弁償いただくことがありますので、資料の取扱いにご注意ください。[福津市図書館の資料弁償基準から抜粋]



書込み



破れ



水濡れ



たばこの臭い



その他の臭い



カビや汚れ



ペットの噛み跡



CD・DVD の傷や割れ など

■本の取扱いについて

- 図書館の本に、字を書いたり線を引いたりしないようお願いします。
- のり付きの「ふせん」は貼らないでください。のりが残って文字が消えたり紙が痛んだりする原因になります。
- 書き込みや破れを見つけたときは、図書館スタッフにお知らせください。

■紛失、汚損、破損等をした場合

図書館の窓口カウンターに申し出ていただき、「図書館資料等(紛失・破損)届」に記入し、提出してください。破損、汚損等の程度によっては、現品(同一資料)の返納または現金で弁償していただくことになります。

※図書館のDVDは、著作権者から貸出を承認されたものを購入しているため、通常のものより非常に高額になっています。このDVDは、市販されていませんので購入価格を弁償していただくことになります。お取り扱いには十分お気をつけください。

■破損等で修理が必要な場合

セロハンテープなどで修理しないで、そのままの状態を持ってきてください。図書館で修理します。図書館の窓口カウンターにお申し出ください。

- 本の修理には専用のテープを使います。
- ページが取れてしまったときは、取れたところに挟んでおいてください。

詳しくは図書館ホームページまたは図書館カウンターまで